

施策	10 健康づくりの推進と医療体制の充実		
事業名	障がい児(者)歯科診療事業	担当課	健康推進課

事業の概要

目標対象者概要	南河内6市2町1村が共同して広域により取り組み、南河内圏域6歯科医師会協力のもと、地域の歯科診療所での診療が困難で、診療介助等を要する障がい児(者)の口腔ケア・治療・予防のための診療等を河内長野市立休日急病診療所内において行うことで全身の機能向上を図ると共に南河内圏域における障がい者歯科診療の拠点づくりを図る。
---------	--

指標の推移

事業の指標		単位	H28	H29	H30	H31	H32
1	障がい児(者)歯科診療受診者数	人	予	710	700		
			実	658			
2	-		予				
			実				
3	-		予				
			実				

事業の評価

指標の状況	診療日数が51日(平成27年度)から47日(平成28年度)に減少した影響により、受診者数も減少した。
総合評価	南河内圏域6歯科医師会協力のもと、安定した障がい児(者)歯科診療を実施した。
今後の方向性	現状維持 南河内6市2町1村が共同して広域により取り組み、南河内圏域6歯科医師会協力のもと安定した障がい児(者)歯科診療を実施する。

事業費(決算額)・財源

		H28当初予算	H28決算	H27決算	増減
事業費(決算額) (千円)		12,819	12,138	12,937	-799
財源内訳	一般財源 (千円)		7,258	7,876	-618
	国府支出金 (千円)		0	0	0
	地方債 (千円)		0	0	0
	その他特定財源 (千円)		4,880	5,061	-181